平成２７年（フ）第１７６号
広島市中区榎町９番11―901号
債務者　奈良　昌彦
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長場　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１０号
広島市中区十日市町２丁目２番34―803号
債務者　津村　冨信
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼田　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４２４号
広島市東区光町２丁目４番４―201号　セレニティ光
債務者　ライトワーカーサポート　Ｃａｒｅｓｓ　ｏｆ　Ｖｅｎｕｓこと　中村美津江
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺西　環江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４５８号
広島県東広島市黒瀬町大多田357番地23
債務者　中道　貴宏
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　紀史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６５号
広島市安芸区船越南１丁目１番１―607号
債務者　篠**原**　光弘
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　浩嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３１号
宮城県大崎市古川中里２丁目３番６―１号　ベアージュ中里Ａ棟102号、従前の住所宮城県大崎市古川穂波６丁目20番12号
債務者　岩崎　智幸
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７４号
秋田市新屋田尻沢西町５番６号
債務者　佐藤美香子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３３号
秋田市新屋大川町10番16号
債務者　佐々木純子
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺沢　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月９日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２８号
滋賀県栗東市下戸山1236番地８、前住所滋賀県栗東市上鈎23番地１（201号）
債務者　黒川美知子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０２１号
兵庫県三田市さくら坂１番24号
債務者　栗山　美佐
1　決定年月日時　平成27年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市武庫川町１丁目28番地
債務者　辰巳　絵里
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５７号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅南３丁目27番６号　Ｂ―96
債務者　江頭　洋美
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今里　晋也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１８７号
函館市上野町38番25号　207
債務者　濱谷　陵佑
1　決定年月日時　平成27年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第８６号
山形県西村山郡河北町谷地中央４丁目４番地の26、前住所山形県東根市六田２丁目１番37号　レオパレス六田―211
債務者　石垣　美香
1　決定年月日時　平成27年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１号
埼玉県飯能市美杉台５丁目８番地34
債務者　日留川紳朗
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１７３号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目４番１号
債務者　藤代　孝之
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２７３号
埼玉県富士見市上沢１丁目19番７号
債務者　中西　千春
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部